-ション4	災害によって	職員が行方不明となった場合	
(1)服務に関する取り扱い			
	服務の取扱	休職にすることができる。	
	事由	水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	
	期間	必要に応じ、3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。 (定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲において、これを更新することができる)	
	手続き		
(2)休	(2)休職扱いの職員の所在が判明した場合		
	服務の取扱	任命権者は、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。	
	手続き		
(3)死	(3)死亡が確認できた場合		
	服務の取扱	任命権者は、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。	
	手続き	死亡届及び死亡報告書の提出。	
(1) (2) (3)			
(1)職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例 (高教必P1715~)			
	(1)那 (2)休 (3)死 (1) (2) (3)	(1)服務に関する項 服務の取扱 事由 期間 手続き (2)休職扱の取扱 手続き (3)死 下確認の取扱 手続き	